



# こんなときは 年金の届け出が必要です

年金制度は、長い人生のライフステージ（就職・退職・結婚など）の変化に応じて様々な届出が必要になります。

うっかり届出をしなかったために、将来年金を受けることができなったり、減額されてしまう場合がありますので、届出は忘れずにしましょう！

| こんな時は？   | どこで？                                | 必要なものは？                                   |
|--|-------------------------------------|---|
| 勤め先を退職したとき<br>(厚生年金や共済組合をやめたとき)                        | ・役場町民課町民窓口グループ                      | ・印鑑 ・年金手帳<br>・離職を証明できるもの                  |
| 厚生年金や共済組合に加入している配偶者に扶養されなくなったとき<br>(離婚、死別、収入が増えたときなど)  |                                     | ・印鑑 ・年金手帳<br>・扶養されなくなった年月日がわかる書類          |
| 任意加入するとき、やめるとき<br>保険料の納付が困難なとき<br>(納付免除申請をするとき)        |                                     | ・印鑑 ・年金手帳                                 |
| 厚生年金や共済組合に加入している配偶者に扶養されるようになったとき<br>(結婚したとき、収入が減ったとき) | ・配偶者の勤務先<br>・勤務先                    | ・扶養申請と一緒に事業主が行います。                        |
| 年金手帳を紛失したとき  | 第1号被保険者 ※<br>・役場町民課町民窓口グループ         | ・印鑑                                       |
|  | 第2号被保険者 ※<br>・勤務先 ・函館社会保険事務所        | ・印鑑                                       |
|  | 第3号被保険者 ※<br>・配偶者の勤務先               | ・印鑑                                       |
| 納付書を紛失したとき<br>(第1号被保険者の場合)                             | ・函館社会保険事務所                          | ・電話で申し込みできます。本人の基礎年金番号、氏名、住所を申し出ることが必要です。 |
| 口座振替を開始、停止、変更するとき                                      | 銀行・郵便局・農協・漁協・信用金庫・信用組合・労働金庫・社会保険事務所 | ・預貯金通帳の印鑑 各金融機関にある口座振替依頼書で申請します。          |

- 第1号被保険者 自営業者、学生、無職の方
- 第2号被保険者 厚生年金や共済組合に加入している方
- 第3号被保険者 上記、第2号被保険者に扶養されている配偶者

## ～国民年金保険料は忘れずに納めましょう！～

＝年金は世代と世代の支え合い＝

問い合わせ先 町民課町民窓口グループ (☎2-2453)・函館社会保険事務所国民年金第一課 (☎0138-56-1164)

## お知らせコーナー

### 10月の優良運転者講習

日時 10月18日(木)  
18:30～

場所 福祉センター

#### ご注意

長万部町で講習を受ける場合は、必ず事前に八雲警察署で手続きを行ってください。

### ガス・上下水道の検針日

10月の水道・ガス・下水道の検針日は、次のとおりです。

16日(火) 17日(水)  
18日(木) 19日(金)

### 今月の納期

道・町民税 第3期  
国民健康保険税 第5期

納期限 10月31日

消費税・地方消費税は  
必ず期限内に納付を！

＝納税は社会の基本的なルール＝